

木材利用ポイント事業実施要綱

制定 令和4年3月17日付3産労農森第1332号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が持続可能な森林循環の確立に向けて、多摩産材をはじめとする国産木材を使用し、環境に配慮した住宅の普及拡大を図るために行う「木材利用ポイント事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(本事業の概要)

第2条 都は、多摩産材を一定量以上使用し、環境に配慮した住宅の新築等を行う建主に対して、贈呈品と交換できるポイントを交付する。

(用語の定義)

第3条 この要綱における用語の定義は次に掲げるとおりとする。

- (1) 多摩産材 多摩地域で生育し、適正に管理された森林から生産された木材として「東京の木多摩産材認証協議会」の登録事業者が証明するもの。
- (2) 国産木材 別紙1の要件を満たすもの。
- (3) 新築等 新たに建築物を建築すること又は建築物の全部を除却して当該建築物を建て替えること。
- (4) 建主 東京都内において新築等を行う戸建住宅の工事請負契約の注文者若しくはその購入者または請負契約によらないで自らそれらの工事をする者。
- (5) 戸建住宅 人の居住の用に供する家屋で1つの建物が1住宅であるもの。
- (6) 外構 建物の外部にある塀又はデッキ。
- (7) 使用木材 構造材、羽柄材、下地材、造作材（テーブルなど非固定式の備品等の材料として使用するものは除く。）及び外構に用いた木材。
- (8) 特定工事 別紙2の要件を満たすもの。
- (9) 審査事務局 第9条第1項に規定する都の委託を受けた者。
- (10) 交換事務局 第9条第2項に規定する都の委託を受けた者。

(ポイント交付の対象住宅)

第4条 ポイントの交付対象となる戸建住宅（以下「対象住宅」という。）は、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 都内において建主が自ら居住するために新築等した戸建住宅であること。
- (2) 令和4年4月1日以降に完成した住宅であること。

- (3) 建築基準法等の関係法令に適合している住宅であること。
- (4) 東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱（令和元年6月28日付31環地環第86号）第18条第1項に基づき認証審査機関から東京ゼロエミ住宅認証書の交付を受けた住宅であること。
- (5) 多摩産材を1棟当たり4㎡以上使用していること。

（ポイント交付の対象者）

第5条 ポイントの交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象住宅の建主であって、次の各号のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- (3) 過去に税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けているものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切でないと思われるもの。

（ポイントの交付申請）

第6条 申請者は、別に定める方法により、審査事務局に対しポイントの交付を申請する。

- 2 対象住宅に特定工事を実施した申請者は、前項の申請において、特定工事を実施した旨を申告できるものとする。
- 3 申請者は、第1項及び第2項に規定する手続の代行を、第三者に対し依頼することができる。

（ポイントの交付）

第7条 審査事務局は、第6条の規定による申請内容の審査により、当該申請内容が適正と認められた場合に、都の承諾を得たうえで以下のとおりポイント交付の決定を行う。

- (1) 対象住宅における使用木材のうち、多摩産材については、材積量（小数点以下を切捨て、整数止めとする。以下同じ。）1立方メートルにつき8万ポイント、国産木材については、材積量1立方メートルにつき1万ポイントを乗じたポイントを交付する。
- (2) ただし、対象住宅1棟当たりに交付するポイントの上限は60万ポイントとする。

（ポイントの交換）

第8条 ポイントを交付された者（以下「ポイント保有者」という。）は、交換事務局が作成したカタログから希望する贈呈品を選択し、別に定める方法により、交換事務局に対しポイントとの交換を申込みものとする。

- 2 対象住宅に特定工事を実施し、第6条に規定する申請において、特定工事を実施した旨を申告し、審査の結果適正と認められたポイント保有者については、交付されたポイントの2分の1まで（1万円未満切捨てとする。）に相当する金券類とポイントを交換できるものとする。

（実施体制）

第9条 都は、第7条に規定するポイント交付に係る業務を委託により実施する。当該業務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として受託者に支払うものとする。

- 2 都は、第8条に規定するポイントと贈呈品の交換に係る業務を委託により実施する。当該業務の執行に係る費用及び贈呈品の原資については、都の予算の範囲内において、委託料として受託者に支払うものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別紙 1

本事業における国産木材の考え方

本事業における「国産木材」は、国内に生育する樹種で、以下の(1)から(4)のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国や都道府県により産地が国内であることが証明される制度又はこれと同程度の内容を有する制度により産地が国内であることが証明される木材・木材製品
(例：都道府県等が実施する認証制度、木材表示推進協議会（F I P C）などの認証制度)
- (2) 森林経営の持続性や環境保全への配慮などについて、民間の第三者機関により認証された森林から産出される木材・木材製品
(例：森林管理協議会（F S C）、P E F C森林認証プログラム（P E F C）、「緑の循環」認証会議（S G E C）などの認証制度)
- (3) 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成 18 年 2 月林野庁）に基づき合法性が証明される木材・木材製品
- (4) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）に基づき合法であることが確認されている木材・木材製品

別紙2

特定工事について

本事業における「特定工事」は、第4条に規定する対象住宅の内装に施したもので、以下の(1)及び(2)に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 表1に掲げるいずれかの技能士資格を有する者が製作した指定資材を用いたものであること。

表1

技能士資格	指定資材
左官技能士	塗り壁（漆喰壁等）
建具製作技能士	木製建具
畳製作技能士	畳（畳表に石油化学製品を使用していないもの）

- (2) (1)の技能士資格を有する者は、都内に事業所または営業所を有する個人事業主又は法人（当該技能士資格者の雇用主）であること。